

## 小型家電リサイクル法に基づく小型家電の排出先について

排出者	法対象※1	例※1	排出先
個人	小型家電 (全て) ※市町村に排出する 場合は、市町村の定め る品目	ファクシミリ、携 帯電話、ラジオ、デ ジカメ、DVD プレー ヤー、パソコン※2、 プリンター等	市町村（回収品目、方法は、各市町村による） ※小型家電リサイクル法に参画していない市町村は、通常の一般廃棄物として処理
			再資源化を適正に実施し得る者※3
事業者※4	小型家電 (家庭用の機器)	一般的な扇風機、 パソコン※2等	認定事業者※5
			再資源化を適正に実施し得る者※3
	小型家電 (事業用の機器) ※6	事業用大型プリン ター等	産業廃棄物処理業者

※1 法第2条第1項に規定、施行令第1条に記載の28分類

※2 パソコンについては、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づくメーカー回収も有

※3 認定事業者と同様に適正な再資源化を実施できる者

「市町村-認定事業者の契約に係るガイドライン」（環境省）中の「別添 認定事業者以外の再資源化事業者への引渡しについて」に照らす等して適合性を確認

※4 事業者から排出される小型家電は、小型家電リサイクル法の対象であっても産業廃棄物であるため、認定事業者等の処理業者との書面による契約やマニフェストの交付が必要

※5 法第10条第3項の認定を受けた者

※6 家庭用機器ではない事業用の機器は、小型家電リサイクル法の対象外であるため、適切な許可を有する産業廃棄物処理業者に排出